

無免許運転ではありませんか？ トラクターとコンバイン等積載車のけん引



例えば、Aさんが道路でハイスピード型の農耕トラクターを運転している最中に、普通車から追突される交通事故が起き、Aさんはそのトラクターを運転するのに必要な大型特殊の免許を持っていないことが発覚した場合、**Aさんは無免許運転となり、運転免許の取消し処分を受けることとなります。**

その他にも、コンバイン等積載車(車両総重量750kgを超える)をけん引する場合には、けん引する自動車の免許とけん引免許が必要となり、なければ勿論、無免許運転となります。

小型特殊自動車とは、特殊な構造の自動車(農耕作業用自動車など)で、次の条件のすべてに該当するもの。

区分/車体等	小型特殊自動車
長さ(m)	4.7m以下
幅(m)	1.7m以下
高さ(m)	※ 2m以下
最高速度(km/h)	15km/h以下

※「ヘッドガード」等がある場合は2.8m以下

左表の長さ・幅・高さ・最高速度のうち1つでも規格を超えた場合は

「大特免許」必要



上記の規格を超えるトラクターでコンバイン等積載車(車両総重量750kgを超える)をけん引する場合は「**大型特殊免許**」と「**けん引免許**」が必要となります。

セット免許コース



大特とけん引のセット免許を用意しておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

Tamura
Driving School

公認 **田村自動車学校**  **0120-73-1859**

〒963-4312 福島県田村市船引町船引字山ノ内149-1 【受付時間】9:00~19:30※休業日はお問い合わせ下さい。